

令和 5 年 2 月 7 日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―
の策定に向けた検討状況について

1. 主旨

令和 6 年度からの次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―（以下「次期計画」という。）の策定に向け、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見、各施策の所管課ヒアリング等を踏まえた次期計画の構成等に関する検討状況について報告する。

2. 次期計画の策定に向けた意見等

(1) 世田谷区自立支援協議会からの主な意見（令和 4 年 11 月）

詳細は別紙

区分	意見
地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	障害者と地域（住民）との出会いの場が減ってきている。
就労等の活躍の場の拡大	本人に合った居場所がない。
障害福祉サービス事業等の運営	障害者同士の交流・余暇事業が少ない。
医療的ケア児（者）の支援の充実	放課後等デイサービス利用年齢以降のケアの担い手がいない。
教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援	働きたい親（家族）が働けない。
サービスの質及び人材の確保	介護や支援を担う人材やマンパワーの不足
	職員の早期退職は、課題である。

(2) 障害者施策推進協議会からの主な意見（令和 4 年 11 月）

意見
共生社会がメインテーマであるならば、インクルーシブという概念を言葉だけ言っているのではなく、本当にいろいろな方が顔を突き合わせる形で理解促進をしていかなければならない。
次期計画の検討資料にある「安心して暮らし続けることができる地域づくり及び活躍の場の拡大」のところでは、障害のある方の特性に「応じた」活躍という限定的な解釈にとどまるべきではない。
医療的ケア児の通学に親の付き添いが必要であるケースなど、介助の担い手の確保が心配事としてある。医療的ケア児の定義に当たらない方についても、長時間のケアの担い手がいない。

(3) 所管課ヒアリング

① 実施概要

現計画における取組の所管課に対し、現状の施策における取組の実施状況や課題についてヒアリングを行った。

② ヒアリングでの主な意見

区分	意見
就労等の活躍の場の拡大	さまざまな理由で働けずにいる方を対象とするユニバーサル就労を推進するには、多くの所管が集まったチームで検討し、取り組む必要がある。
精神障害施策の充実	積極的に区のサービスを使おうとしないなど、福祉サービスにつながりにくい方への支援が以前から課題になっている。
医療的ケア児(者)の支援の充実	専門職だけでなく、児童発達支援管理責任者などの責任者クラスの専門人材の確保が難しくなっている。雇用しても定着しにくい。
サービスの質及び人材の確保	障害福祉全体で人員が不足し、サービスの質の確保が困難な状況にある。まずは、当事者のニーズを満たせる障害福祉サービスを提供するための人員を確保する必要がある。
相談・地域生活支援の充実	地域移行に向けた当事者支援を開始しているが、退院後の介助や支援の担い手確保、地域の見守りの仕組みが課題になっている。

(4) 障害者(児)等実態調査

- ・ 回答期間 令和4年11月4日から同月30日まで
- ・ 回収数・回収率(令和4年12月19日時点速報値)

① 区内在住障害者及び障害児

回収数 2,477件/5,500件 回収率 約45%

② 区内障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援施設等事業所

回収数 126件/300件 回収率 42%

3. 意見等を踏まえた次期計画の構成(案)

(1) 施策の柱

現行のせたがやノーマライゼーションプランに基づき様々な施策に取り組んでいるが、障害者等を取り巻く現状において、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けることができる地域づくり、参加及び活躍の場の拡大並びに情報コミュニケーションの保障の一層の推進といった課題がある。

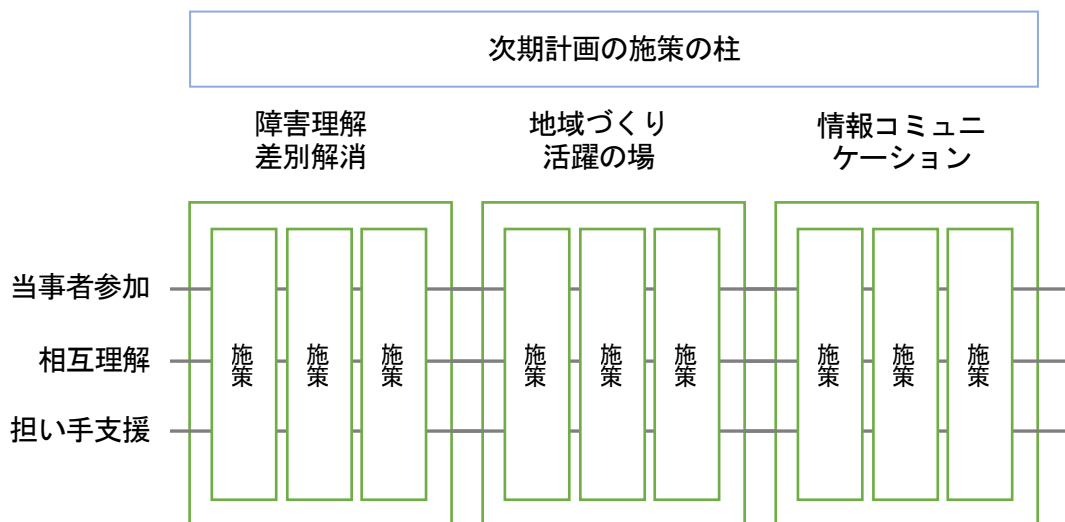
これらの課題の解決に必要な施策を総合的に講じ、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、今年度、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定した。次期計画においては、この条例に掲げる以下の項目を施策の柱とする。

- ① 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消
- ② 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大
- ③ 情報コミュニケーションの推進

(2) 視点

地域共生社会の実現を目指すとともに、障害者等の支援施策を今後も推進していくにあたって、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の目的及び基本理念、世田谷区自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえ、施策に共通する大切な視点を明確にし、次期計画に位置付ける施策を調整していく。

- 視点1 **当事者参加**：当事者の意思決定支援や主体的な参加を考慮しているか。当事者の希望や選択を考慮しているか。
- 視点2 **相互理解**：当事者と当事者以外の者（家族、地域、支援事業者等）との積極的理解につながるか。
- 視点3 **担い手支援**：支援の担い手（家族、支援事業者等）のうち特定の者に負担が偏っていないか。担い手の支援・負担軽減を考慮しているか。



(3) 施策の体系

- ・ 次期計画における施策の体系については、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に基づく3つの柱を基本として検討を進める。
- ・ 現計画では10個の大項目に54個の中項目を設けているが、次期計画では中項目を設けずに施策の検討を始め、各施策を目的等に応じて分類する過程で、中項目を設けることも検討する。
- ・ 令和6年度に施行予定の改正障害者総合支援法を踏まえた施策や、国連障害者権利委員会から国への勧告を踏まえた施策、国の障害福祉計画に関する基本指針を踏まえた対応については、今後の国等の動向を踏まえ検討していく。
- ・ なお、制定に向けて検討中の「(仮称)世田谷区手話言語条例」に基づく施策についても、今後具体化する中で3つの柱のいずれかに位置付けることを基本とする。

現計画		次期計画	
地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護	中項目	障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消 安心して暮らし続けることができる地域づくり並びに参加及び活躍の場の拡大 情報コミュニケーションの推進	各施策
医療と福祉の連携・健康づくりの推進			
住まいの確保、生活環境の整備			
就労等の活躍の場の拡大			
相談・地域生活支援の充実			
精神障害施策の充実			
医療的ケア児（者）の支援の充実			
教育・保育の充実、スポーツ等の余暇活動の支援			
サービスの質及び人材の確保			
障害福祉サービス事業等の運営			

4. 今後のスケジュール（予定）

令和5年 3月	次期計画の構成案 障害者（児）等実態調査まとめ
6～7月	次期計画の中間まとめ案
8～9月	次期計画の素案
10月	次期計画の答申案